

静岡市建設業者等選定委員会部会における指名除外措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号・平成15年企業局規程第3号。以下「規程」という。）第6条に規定する部会（以下「部会」という。）が指名競争入札参加者及び随意契約の見積参加者（以下「入札参加者等」という。）を選定する場合における指名除外の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名除外)

第2条 部会は、入札参加者等が別表の左欄に掲げる事由に該当するときは、同表の右欄に掲げる期間について、入札参加者等の選定における指名除外の措置をとるものとする。

(報告及び通知)

第3条 部会の長は、前条の規定により指名除外の措置をとることを決定したときは、指名除外措置報告書（様式第1号）により静岡市建設業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員長に報告しなければならない。

2 選定委員会の委員長は、前項の規定による報告を受けたときは、指名除外措置通知書（様式第2号）により当該報告に係る部会以外の部会の長に通知するものとする。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、指名除外の措置に関し必要な事項は、選定委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

指 名 除 外 事 由	指名除外期間
1 監督員の指示に従わない場合	4週間
2 正当な理由なく工程表に定める工事の進捗に遅延を生じた場合	4
3 工事完成検査成績通知書の工事成績が64点以下の場合	4
4 入札時に不適當な行為があった場合	4
5 その他不適當と認める行為があった場合	2～4

静岡市建設業者等選定委員会委員長 様

静岡市建設業者等選定委員会
部会長

指名除外措置報告書

当部会は、静岡市建設業者等選定委員会部会における指名除外措置要領に基づいて、次のとおり措置することを決定したので報告します。

記

1 建設業者名

2 対象工事

工事番号	工事名	契約金額	工期	
			着手	完成
		円	年 月 日	年 月 日

3 措置内容

指名除外期間	指名除外該当項目	理由
年 月 日から 年 月 日まで		

備考 指名除外該当項目の欄には、別表の該当する指名除外理由の番号を記載すること。

第 号
年 月 日

部会長 様

静岡市建設業者等選定委員会委員長
(財務部契約課扱い)

指名除外措置について（通知）

部会から静岡市建設業者等選定委員会部会における指名除外措置要領に基づいて次のとおり指名除外措置の報告がありましたので通知します。

記

1 建設業者名

2 対象工事

工事番号	工 事 名	契約金額	工 期	
			着 手	完 成
		円	年 月 日	年 月 日

3 措置内容

指名除外期間	指名除外該当項目	理 由
年 月 日から 年 月 日まで		